

令和3年10月1日から

大阪府の最低賃金は

時間額 **992**円

使用者も労働者も、  
必ずチェックしましょう！



最低賃金制度のマスコット チェックマン

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

### 最低賃金の確認方法は？

① 時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金額	
② 日給制の場合	日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
③ 月給制の場合	月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
④ 請負給（出来高払）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 $\div$ その期間の総労働時間 $\geq$ 最低賃金	
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金	

### 最低賃金の計算から除外するものとは？

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

大阪府最低賃金について  
詳しくは大阪労働局  
ホームページを  
ご覧ください。



# 賃上げ・就業環境整備をご検討の 事業主の皆様へ

事業主支援制度のご案内



## 支援制度 1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた 支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

働き方改革に取組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。

●専門家（社会保険労務士）が、相談窓口はもちろん、電話・メール・オンライン・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。

●「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。

●就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。

●地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。



詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

TEL:0120-068-116 Email:hatarakikata@sr-osaka.jp HP:http://www.sr-hatarakikata.jp

受付:平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで）

どの支援が合うか迷ったら、  
このセンターに相談してみてね！



## 支援制度 2 賃金引上げを応援する制度

●**業務改善助成金**（2021（令和3）年度）※**中小企業向け**（令和4年1月31日まで）

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

※令和3年8月1日から特例として、コースを新設し、同一年度内2回まで申請が可能になりました。

特に業況の厳しい事業主には、助成限度額引上げや設備の認定範囲を拡充する等の措置もあります。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL03-6388-6155

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課 助成金第一係**

大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎8階 TEL:06-6941-4630



●**キャリアアップ助成金**（賃金規定等改定コース）※**中小企業以外も利用可能**

すべて、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります）

●**雇用調整助成金等の要件緩和** ※**中小企業向け**

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件を問わず支給します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



●**その他の賃上げ支援制度** ※**中小企業向け**

(1) **中小企業等事業再構築促進事業**

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。最低賃金枠を創設し、業況が厳しく最低賃金近傍の従業員が一定数以上の事業者には補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**

(2) **所得拡大促進税制**

青色申告書を提出している法人や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った結果、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(3) **企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）**

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り  
組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**

